

## 講演

## ゲスト講演 「現代における法曹の活動領域と役割」

(2014年5月17日)

## 佐々木さやか氏

## 略歴

青森県八戸市出身

創価大学法学部卒業 同法科大学院修了

弁護士

平成25年 参議院議員に初当選

現在 参議院法務委員会委員, 同予算委員会委員, 同消費者問題に関する特別委員会委員, 同憲法審査会委員



講演会風景

## 1 はじめに

司会 中村 今日は、現代における法曹の活動領域と役割について考えてみたいと思います。毎年法曹倫理のこの回の講義では、社会においてさまざまな活動をされている弁護士の方をゲストスピーカーとしてお招きし、講演をして頂いています。今回も横浜弁護士会会員でありかつ現職の参議院議員をされている佐々木さやか先生にお願いすることができました。それでは佐々木先生の略歴をご紹介します。佐々木先生は青森県八戸市ご出身です。創価大学法学部法律学科を卒業され、その後創価大学法科大学院の第1期生として同大学院を修了された年に、司法試験に合格されました。最高裁判所司法研修所の新60期司法修習生として平成19年に修習を終えられた後弁護士登録をされています。また昨年の参議院議員選挙で当選され、現在1期目の参議院議員として活動されています。先ほど伺ったところでは、おそらく法科大学院を卒業した最初の国会議員でしょうとのことでした。それではお話の方よろしくお願い致します。

佐々木 おはようございます。いまご紹介を

頂いた佐々木さやかです。このような機会を与えて頂いて有り難うございます。いま中村先生にご紹介頂いたように、私は、現在参議院議員として活動しておりまして、人前で話す機会は多いのですが、正規の大学院の授業でお話するのは初めてのことです。したがって、十分なお話ができるかどうか分かりませんが、私がいまままでの仕事で感じてきた問題点などをお話してみたいと思います。

今日は、「現代における法曹の活動領域と役割」というテーマを頂きましたが、法曹倫理の授業にふさわしいようなお話をしてみたいと思います。

私は、昨年神奈川県選挙区で国会議員に当選しましたが、それまでは横浜弁護士会の弁護士として活動していました。弁護士の仕事としては、一般民事、交通事故、家庭内の問題、市民が生活の中で巻き込まれるような法律問題に関わってきました。そうした経験を生かして、いま参議院では予算委員会と法務委員会に所属しています。国会には専門の委員会が設けられています。みなさんがテレビでご覧になるのは、

予算委員会が多いと思います。また本会議もニュースとして報道されることがありますね。まず委員会で法案を審議採決し、その後本会議でもう一度審議採決します。

私が所属する法務委員会はまさに法律案を審議するところですが、木曜日が定例の会議日です。先週は会社法の改正案を審議しました。この改正法案は、衆議院では既に通過していて、いま参議院で審議中というわけです。この改正法案が成立すると、またみなさんが勉強しなければならない範囲が広がって苦勞されることになるかもしれません。けっこう大幅な改正が議論されています。社外取締役の要件の厳格化、多重代表訴訟、詐欺的な会社分割がなされた場合に、民法上の債権者取消権とは別に会社法上の制度として債権者の保護を図ろうとするものです。しかし、この改正法案についてはいろいろな議論があり、今国会中には成立する見込みですが、まだ審議の途中です。

また法務委員会では司法試験法の改正に取り組んでいます。今週の水曜日に衆議院の方で改正法案が成立しました。改正法案の中身についてはみなさんもご存じのことと思いますが、短答式試験の科目を3科目に減らすこと、また受験回数3回の制限を廃止すること等です。これはみなさんに直接影響を与えるものですから、できるだけ早く成立させたいと思っています。

あと消費者問題に関する特別委員会に所属しておりますが、この前の国会では消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立しています。消費者法を履修している学生さんをご承知でしょうが、民事訴訟法上多数当事者訴訟の手続があります。しかし、消費者被害というのは個々の被害額が小さい傾向があり、なかなか訴訟に持ち込むことが難しいので、新しい法制度では信頼のできる適格消費者団体が訴訟を提起して、個々の消費者はその結果を受けて賠償を得るという仕組みがあります。平成25年の法改正により、消費者団体訴訟制度の対象は食品表示法にも拡大

されることになりました。また景品表示法の改正法案も、昨日の本会議で成立しました。

また憲法審査会は、憲法に関する問題を議論する委員会ですが、いま問題になっているのは国民投票法です。憲法改正のための国民投票の手続に関する法律がいままでは未完成でした。これは今国会で成立する見込みです。

あとこれが私の日頃の議員としての活動状況を示す写真です。左側の写真は桜木町駅前における街頭演説の場面です。真ん中の写真は、国会議員、市議員その他政党の内部で政策について意見を聴くための会のものです。右側の写真はニコニコ超会議に参加したときのものです。

私の国会議員としての日頃の活動は以上のようなものです。今日は、法曹の活動領域についてお話をさせていただきます。

## 2 司法ソーシャルワーク

今日お伝えしたいことには2つのポイントがあります。1つ、まだまだ法的なサービスが行き届いていない分野がある。最近弁護士の数が増えて、法律事務所への就職がなかなか難しいという状況もありますが、私の実感としてはまだまだ法的なサービスを必要としながら受けていない人々はたくさんいます。弁護士はその分野を開拓して行く必要があります。司法制度の改革が始まってから10年ちょっと経過しましたが、まだまだ新しい弁護士の活動領域を開拓する必要があると思います。その場合に、2つ目のポイントとして違う分野の人々との連携が必要であることです。法の分野のほかにもいろいろな分野がありますが、今日お話しておきたいのは、福祉関係です。いま私が関心を持っている問題の1つは、司法ソーシャルワークです。このパワーポイントの図は、法テラス東京法律事務所の太田晃弘弁護士が作成したものです。太田先生はこの司法ソーシャルワークについてパイオニア的な活動をされているので、私もお話を伺ったのです。太田先生によると、市民と弁護士との距離について自らの活動の中で思う

ところがあるといわれています。一般の市民の中でも高学歴の人の方が弁護士との距離は近い。こういう方々は法的な問題に巻き込まれた場合、まずそれに気づくことができる。「これは法律的な問題だな、弁護士に相談した方がいい」と。またそのうえで弁護士を探すことができる。知り合いに弁護士がいる可能性もある。直接知り合いの弁護士がない場合でもインターネットで調べることができる。こういうことができるのが高学歴の方々です。それと比較すると、平均的な市民のみなさんは、同じく「これは法的な問題だな」と気づく場合は多いと思われませんが、弁護士との距離またはアクセス制限があります。弁護士に相談したいけれども、法律事務所が遠い。あるいはお金がない。こういう事情がアクセス制限として考えられます。その制限を取り払うことができれば、弁護士に相談することができる。私も太田先生の話を知って「そうだな」と思ったのですが、弁護士として活動していると、事務所に電話がかかってくる。私たちが待っていれば、依頼者がきてくれるのです。ですから、太田先生曰く、私たち弁護士は、この高学歴者や健常者しか見ていない場合がある。しかし、本当はもっと距離の遠いところに障がい者や高齢者がいる。そういう方々に対する法的サービスの現状はどうなっているか。太田先生の言い方では、こういう弁護士から距離の遠いところにいる方々は、経済的に恵まれた生活を送っている方々からはなかなか見えにくい存在です。この弁護士から一番遠くにいるのは、知的障がいを抱えている、または高齢で認知能力が低下している方々です。こういう方々は多重的な問題を抱えています。そもそも身体の自由がきかず動くことができない。また法的な問題に巻き込まれてもそもそも被害にあったという意識がないかも知れない。またたとえ気がついたとしても自分の困っている状況をうまく説明することができない。また弁護士を依頼するという発想を持たないかもしれない。こういう方々は日常の生活の中で弁護士に会う

機会はほとんどないと思いますが、何らかの福祉的なサービスを受けているはずで。生活保護、介護サービス等です。たとえば、介護サービスの従事者が被介護者の家を訪問したところ、いままでに見たことのない立派な業務用の電話機が設置されている。介護サービスの従事者は日頃から被介護者との間にコミュニケーションがあるので、その事情を聞き出すことができるでしょう。一人暮らしのお年寄りが、セールスマンが親切にいろいろな話を聞いてくれるので、つい勧められるままに電話機を購入したというような場合はよくあります。このようにして事情を知った介護従事者が弁護士に相談するケースもあります。介護費用が毎月かかるのにこのような高価な電話機を購入してしまうと、お年寄りの生活が成り立たなくなります。代金の毎月の支払いにも困るようになります。そこで、介護者が弁護士に相談することがあるわけですが、この場合からも分かるように、弁護士は行政の福祉担当者や介護サービスの担当者等と連携することが大切です。またこういう方々としっかり連携して必要な場合には相談に乗れるような体制を作ることが必要です。こういう考え方がいま出てきています。

この司法ソーシャルワークに一所懸命取り組んでいるのは、法テラスです。法テラスは、日本司法支援センターが正式名称で、総合法律支援法に基づいて創設された公的な法人です。法務省の管轄なので、私も法務委員会で取り扱うのです。法テラスは、知的障がい者や高齢者の方々について地方自治体や社会福祉協議会、医療機関、生活支援関係のNPO、地域の民生委員等と連携をとるようにします。ここに地域包括支援センターというものがあります。これは、厚労省が管轄しているのですが、ある地域で高齢者の方々が介護、医療等の生活支援を包括的に受けることができるようにするための中心的な役割を担っています。弁護士がこういうところと連携してみんなで支援して行こうというのが、司法ソーシャルワークの考え方です。

ほかにもいろいろお話したいことがあるので、最後に具体例を挙げておきます。太田先生が担当された事例を参考に説明します。

Xさんは、軽度の知的障がいをお持ちで、人に何かを頼まれるとなかなかいやだと言えない。いまAさんからお金を貸してくれないかと頼まれた。いままでにもお金を貸したことがあるけれども返してもらっていない。そこで、事情を知った福祉の担当者が太田先生の方に連絡をした。太田先生は、Xさんのところに向いてよく事情を聴いたところ、ほかにもいろいろな問題が出てきた。Xさんをご両親とお住まいなのですが、家はゴミ屋敷状態で非常に不衛生でした。Xさんの子どもは児童相談所に保護され、施設に入っており、ご主人も別居している。ご両親は、認知能力に問題があるほか身体が不自由で歩行ができないうし、通信販売でいろいろな物を購入したり、年金を担保に借金をしたりもしている。また自宅には何重にも抵当権が設定されている。こういう問題を福祉担当者だけで解決することは困難です。またゴミ屋敷を弁護士が自分の手で掃除するわけにもいきません。一家全員が貧困状態にあります。このXさん一家の生活を支えて行くことは、弁護士だけでも福祉関係者だけでも無理です。太田先生は、福祉の担当者と連携をとり、借金の問題についてはきちんと整理し、またゴミについてはご両親の介護認定の申請をしたうえで定期的にヘルパーの支援を得ることができるようになりました。またご両親の預金通帳の管理については、社会福祉協議会の方に連絡して生活をみまもってくれる人をつけてもらい、併せて預金の管理をしてもらうことになりました。Xさん自身については判断能力を補うために補助の手続をとることにしました。こういうことで他の分野との連携で一応の解決をすることができました。こういう司法ソーシャルワークは、法テラスだけでなく、福祉関係者や司法書士の方々が取り組んでいますが、これからは弁護士も加わるのがますます重要になってくると思

います。これからは超高齢化社会を迎え、1人暮らしの高齢者が増加して行きます。高齢者はすべて施設に入れればよいというのではなく、地域で安全に生活することができることが大切です。そのための仕組みが司法ソーシャルワークです。

司法ソーシャルワークは、弁護士の仕事としては手間がかかります。まず事務所で待っていても、相手は相談にきてくれません。自分で相手を訪ねる必要があります。またその前に福祉関係の担当者と連絡を取り合っていないければならない。ご本人は、だいたい経済的には困窮しているので、お金の話をするのは難しい。他方、法テラスの担当弁護士は、事件のコストをあまり心配しないで活動することができます。そういう意味では、この司法ソーシャルワークの仕事をややすいという立場にあるのです。太田先生からお話を聞いてみると、とにかくいろいろな仕事があってスタッフ弁護士だけでは手が足りないので、一般の弁護士の方々にもこの分野に入ってきて欲しいということでした。しかし、普通の弁護士事務所の場合、経営の問題があります。ある程度の報酬は必要で完全にボランティアに頼ることは難しいと思います。

### 3 民事法律扶助とのリンク

法テラスのもう一つの主要な事業に、民事法律扶助制度があります。これは弁護士費用を立て替えてくれるものです。弁護士を依頼する経済的余裕がないという場合に、法テラスで支援します。これを司法ソーシャルワークにリンクさせることができるかが問題となっています。民事法律扶助の制度は、訴訟、示談交渉等、弁護士にとって典型的な法的業務に限られています。弁護士が生活保護の申請や介護認定に臨席するなどの活動は対象外です。生活保護の申請はもちろん本人がすることができますが、行政の方も慎重に対応するので、なかなかお年寄りにとっては困難です。そこで法テラスでは、日弁護の委託事業として弁護士が付き添う活動をして

います。日弁連の委託事業というのは、どういうことか。法テラスは国の予算で活動するのですが、日弁連の事業というのは、弁護士会の予算で運営します。国がやらないので、弁護士会がやっているのですが、法テラスの弁護士が生活保護の申請に付き添った場合に、弁護士会から補助が出る仕組みです。国はこういう福祉の分野における弁護士の活動を認めていません。しかし、私は、国の予算でしっかりと活動ができるように法テラスの活動を支援して行きたいと考えています。いま法テラスができてから10年が経過しました。そこで、法テラスの枠組に関する総合法律支援法を見直す動きがあります。検討会も開かれて、この司法ソーシャルワークの話題もでているところです。いまの国会は6月に終わりますが、次の臨時国会ではこの法律の見直しが行われるのではないかと思いますので、法務委員会の方で役割を果たして行きたいと思っています。

#### 4 刑事法と福祉の連携

次に刑事司法の分野でも弁護士と他の専門家との連携が大切だというお話をします。みなさんの中には刑事弁護に関心を持っている方もおられると思いますが、刑事弁護を担当した弁護士の悩みは、せっかく代理人となって弁護したのに、その人が犯罪を繰り返すことです。この人をどうしたら立ち直らせることができるのかということが弁護士の大きな悩みなのです。このグラフを見ると緑の部分が初犯、赤い部分が再犯です。初犯の人数は減少しているのですが、再犯者の数は減っていません。刑事事件の全体数が減少しているにも拘わらず再犯者は減っていないのです。

今日はこのような状況の中で相模原にある神奈川医療少年院のお話をしたいと思います。医療少年院というのは、少年審判を経て入所した精神的障がいがある少年を処遇する施設です。私はここを訪れて矯正教育の問題点について話を聴いてきたのですが、担当者には非常に苦勞

が多いのです。矯正のプログラムというのは、だいたい1年単位です。少年に勉強させ、かつ精神的なケアをしながら1年くらい経過したところで社会に復帰できるようにするのです。社会復帰できるようにすることを帰住調整といいますが、これが難しいのです。精神的障がいを抱えながら少年院に来るような子どもは、ほぼ例外なく虐待やいじめを経験しています。この少年院では、まず子どもたちに「自分は存在しているのだ」ということを分かってもらうことを大事にしています。この子どもたちは、犯罪に走ったこと自体は悪いけれども社会に居場所がなかったのです。また少年院を出たとしても、帰る家がない。親も刑務所に入っていることがある。こういう状況下で帰住調整を行うためには、施設の職員のみなさんの力だけでは足りません。障がいのある子どもについては、福祉の仕事に従事している方々の協力が必要です。いま厚労省がやっているもので、地域定着支援事業があります。実施主体は都道府県ですが、少年に限らず成人でも精神的障がいをもっている人々が対象です。刑務所等の施設を出た後の社会復帰を支援するものです。一般に、弁護士は弁護活動をするので、被疑者が逮捕されて裁判となり、判決が出るところまでは関わります。しかし、その後については関わっていないと思います。時折近況報告を受けることがある程度です。刑務所では、法務省の刑務官が矯正局のプログラムに従って矯正教育を行います。その後は、厚労省が関わるのですが、ここではそれぞれの関係者が一生懸命に関わるとしても、途中で交代してしまうことに問題があります。特に少年にとっては、ずっとみまもってくれる信頼のできる大人がいるということが大事なことに思われます。理想を言うならば、弁護士が刑事弁護の手続の後もその後の生活の支援をする体制が必要です。しかし、弁護士は実際にはこの領域には関わっていません。

ここで資料をご覧ください。厚労省社会・援護局の総務課長の通達です。みなさんは行政法

を学んでいるので、その一助となればと考えてお配りしたものです。この通達は、地域生活定着促進事業を実施して行くうえでの留意事項を各都道府県の担当者宛に出したものです。地域生活定着促進事業については適切な運営を確保しなければならないとありますね。少年院を出た後の少年のみまもりの問題です。地域生活定着促進事業として、都道府県は民間の団体に事業を委託します。どのような団体に委託するかは、都道府県ごとに異なります。たとえば、1年ごとに入札を実施して団体を替えて行く方式があります。この場合、1年ごとに担当者が交代するので、少年院側でせっきく少年の帰住先と連携して少年の地域への定着を支えようとしていたのに、一番事情をよく把握していた担当者がいなくなってしまうこととなります。そうになると、また一からやり直しが必要となり、大変やりにくいのです。この帰住調整に時間がかかって、本当は1年くらいのプログラムで少年院を退所することができるはずなのですが、それがうまく行かず、2年ないし3年かかってしまう場合もあるのです。入札で委託するという方法は仕方がないことかもしれませんが、実施団体が替わる場合には十分に事業の継続性に注意する必要があります。私は、神奈川医療少年院を訪れたときに、この問題に遭遇し、法務委員会で取り上げたのです。配布物の末尾にその際の議事録を引用しておきました。「業務の継続性を確保するためには、——特に配慮が必要——」こういう経緯でこの通達が出されたのです。国会で審議されたことが所管の省庁を経て都道府県において実施される過程がお分かりいただけると思います。

## 5 面会交流支援における弁護士役割

それから、私に関心を持っているものとして面会交流の問題があります。離婚が成立すると、未成年の子どもについては親権者および監護権者が決められます。母親が子どもを監護する場合でも、父親は親であることに変わりがないの

で、父親が子どもと面会交流したいという場合があります。離婚には裁判離婚、調停離婚、審判離婚、協議離婚などさまざまな方式がありますが、離婚に際してこの面会交流が合意される場合が少なくありません。この交流支援は、弁護士の仕事の一つです。離婚件数は非常に増加しています。裁判離婚の件数は減少しているのですが、離婚自体の件数は増加しているのです。離婚の件数は、平成23年で年間23万6千組です。そのうち子どもがいるのは、全体の6割です。未成年の子どもで両親の離婚を経験しているのは、24万9,864人です。こういう問題が子どもの貧困問題に拍車をかけているという側面もありますね。子どもにとっては両親が離婚することは、精神的に大変な問題です。神奈川医療少年院を訪ねた際にも、少年たちの詩や作文を見ると、「どうして離婚したんだ。ばかやろう」というような言葉が見受けられるのです。離婚して母親だけで子どもを普通に育てている家庭もあるので、離婚自体が悪いということではできませんが、現場の話を聞くと、入所者の中には両親の離婚を経験した子どもが少なくないのです。離婚の増加は、社会的な傾向で、それについてはいろいろな見方があります。離婚を人為的に減らすということはできません。しかし、離婚によって苦しんでいる子どもたちに対しては、政府がしっかりサポートして行く必要があると思います。子どもたちが健全に育つことが未来を創ることになります。両親が離婚しても、子どもが親と会うことができるということは、子どもの健全な育成にとって大切です。私たちは、弁護士として裁判離婚に関わる場合がありますが、事件が非常にもつれると離婚後の面会交流について取り決めをしても実際にはなかなか実現できていません。それにはいろいろな事情があります。しかし、サポート体制については全く不十分と言わざるを得ません。弁護士としては、離婚が成立したところで役割が終わります。そのあと面会交流の約束が守られなかった場合には、間接強制を申し立てること

はできますが、その実効性には問題があります。たとえば、母親がDV被害にあっている場合などは、そもそも子どもの面会交流も無理ですね。

面会交流をサポートする団体としてはFPIC（家庭問題情報センター）が有名です。元家裁の調査官を務めた方々が中心になって活動している団体です。もう1つ大阪の方でも「安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク」がありますが、まだまだ少ないのが実情です。こういうところで付添い型の面会交流を依頼すると、1回あたり2万円ほどの費用がかかります。だれでも簡単に利用できるというものではありません。そこで、つい2年ほど前から厚労省が面会交流支援事業をやり始めました。これも具体的には都道府県が実施することになります。現在ではまだ東京都と千葉県が始めた程度です。児童扶養手当を支給されている場合には、無料でこの支援を受けることができます。しかし、利用実績はほとんどありません。そもそもその事業は東京都と千葉県に限定されているし、都道府県には実際にこの事業を行うための人手でもない、ノウハウもないのです。したがって、FPICなどの団体に委託するしか方法がないのです。しかし、FPICにも人手が足りないのです。利用件数が少ないのは、所得制限にもその原因があるのかもしれませんが、私も、ここにも弁護士が活動する余地があるのではないかと考えています。弁護士が離婚事件だけでなく、その後の面会交流に付き添うようにする。しかし、児童心理学やその他の専門的な技量を身につける必要があるので、弁護士ならだれでもよいというわけにはいきません。いろいろな研修を受け、また勉強する必要があります。しかし、こういう人手の足りない分野で、まさに弁護士が活動する余地があると思います。

## 6 東日本大震災と法テラス

まだ少し時間があるようですね。それでは震災のお話をしましょう。私もあの震災の後で仲

間たちと被災地に入り、ボランティアとして法律相談を実施しました。そのときは義援金やさまざまな支援金の交付手続に関する相談が多くありました。福島原発事故の影響の大きいところでは、損害賠償に関するものやそのほかにもいろいろな法律相談がありました。法テラスの方で、いま東日本震災被災者援助の事業をやっています。これは、震災の被災者の方であれば、資力要件を取り払ってだれでも無料の法律相談を受けることができるというものです。こういう特例法を国会でつくりました。この特例法は3年の時限立法なので、平成24年の3月に成立したのですが、平成27年3月には終わります。いまこれを延長するかどうか議論しています。私は延長すべきであると思っているのですが、震災から3年が経過して、みなさんはいまでも震災関連の法律相談があるのか疑問に思われるかもしれません。実態を見ると、相談の内容は、当初からは変化しています。最初は、支援金の給付申請が主でした。いま私が被災地に行ってみると、岩手や宮城ですが、そこでよく耳にするのは、3年経過したところでごみの処理も終わって、いまから本格的に集団移転等の事業が始まるころです。まだ仮設住宅にお住まいの方はたくさんいて、これから新しく家を建て直そうという段階にきています。いま被災地では、土地、道路の問題や土地の境界の問題であるとか、自宅の建て直しに必要な資金の調達等の問題がたくさんあります。これらには法律の問題が関係します。実際、法務省の方でもヒヤリングを実施したそうですが、現地の弁護士さんに聞いたところでは、まだまだこういう関係の法律相談は多いのです。したがって、時限立法延長の可能性はあると思います。仮設住宅というのは、もちろん家賃はかかりません。これから災害公営住宅とか、また自力でローンを組んで家を建てるということになると、家賃やローンの支払いをしなければならない。金銭的にはもっと大変なことになります。したがって、被災者の方々は再建についても不安は大き

いのです。政府としてはそういうところにしっかりと応えていかなければならないと思います。

あと、東日本大震災援助特例法というのをつくったことで、いまお話した法テラスによる援助ができるようになったのですが、これはさきほど述べたように平成24年3月に立法化されたものです。これが立法化されるまでに1年もかかりました。これからも大震災が起こらないとは限りません。私は、このような法律を東日本大震災のための特例とするのではなく、恒久化した方がよいと思います。法テラスを利用するためには所得証明書、住民票、世帯構成員の所得等いろいろな書類を提出する必要があります。しかし、そもそも被災者の方にそのような書類の提出を求めるのは無理です。また「ご家族は何人ですか？」と質問するのですが、被災者は震災で家族を亡くしている場合もあります。こういう手続自体が被災者にとっては辛いものです。この法律によって手続を簡略化し、実態に合ったものにすることができたのですが、今後に備えて恒久化が必要なのです。

## 7 犯罪被害者支援と法テラス

あとは犯罪被害者支援の問題があります。特に横浜弁護士会はこの分野で先駆的な取り組みをしてきました。刑事裁判における被害者参加のための国選弁護制度のほか、犯罪被害者支援制度にも法テラスを利用することができます。これは、日弁連の委託事業ですから、国の予算ではなく、弁護士の先生方の会費によって運用されているものです。国がこの分野に予算を振り向けていないことも問題です。ストーカーやDV被害も社会的問題ですが、ストーカー被害等は弁護士から内容証明文書を送付すれば、それでストーカー行為が止まるということもけっこうあります。こういうストーカー被害が重大な問題に発展していかないように早い段階から被害者の援助をすることも、私は弁護士の職域としてより拡大して行く必要があると思います。

## 8 終わりに

国会議員としては、最終的には立法や法律を改正することが重要ですが、そのためには現状を知る必要があります。私は、いろいろなところに出向いて、たとえば、神奈川医療少年院に行って関係者の話を聞く、学生懇談会をやってみるということを重視しています。私は、昨日の朝も日弁連および弁政連の役員のみなさんと会食をしていろいろな問題について意見を交換しました。または市民のみなさんから普通に相談を受けて政策に反映させる、自分の政党のために街頭活動をする、こういうことが、いま私の活動内容です。これからの弁護士の活動領域についてお話をさせていただきました。

司会 せっかくの機会ですから、いまのお話を踏まえて質問のある方は挙手をして発言してください。

○ 大変興味深いお話をしていただき、ありがとうございます。私の印象に残ったのは、精神的障がいであったり、貧困であったりいろいろな原因が複合して弱者にトラブルが生じるということです。こういうトラブルに対処するために弁護士が関わって行く必要があるということもよくわかりました。一つお尋ねしたいのは、刑法犯が刑務所から出た後で貧困に苦しんでいるという実情があるようですが、法テラスがこの場面において支援に関わる可能性はあるのでしょうか。

佐々木 法テラスの事業というのは、メニューが決まっています。また民事法律扶助制度には、その利用要件があります。特に、法律扶助は、弁護士費用を立て替えるものです。利用の要件としては、細かくなりますが、まず申請書類に事件名を記載します。たとえば、離婚請求事件で、相手は〇〇で、裁判のために費用がかかる。そのために援助が必要である等です。申請書類からして、裁判や示談交渉等、請求権があってそれを巡る法律関係を解決するために提出するのです。したがって、帰住調整の面で法



テラスが関わることは想定されていないのです。また弁護士が法律相談以外に、一緒に行政機関に出向くということが必要な場合がありますが、いまのところ法律相談以外の部分は、法テラスの支援事業の枠には入っていないのです。私自身はソーシャルワークの場面にも法テラスの支援事業を拡大すべきであると思っています。弁護士の付き添いという仕事が正当に評価されるような仕組みを作りたいと思います。

○ 司法ソーシャルワークには、いろいろな分野の専門家が連携して関わって行く必要があるということでしたが、実際にはまず福祉の場面から始まるのだと思います。それから弁護士が関与する頃には手遅れになってしまうような場合もあるのではないのでしょうか。

佐々木 そうですね。ご指摘のように発見が遅いと、たとえば、消費者被害にあった場合に、契約を解除し返金を求めようとしても、業者が行方不明になっているという場合も確かにあります。しかし、その事件自体については、それ以上ローンを支払わなくてよいか、一部を取り戻すとか、それ以上の損害の拡大を止めることができます。またその方が知的障がいをもっていたり、判断能力が不十分だったりした場合には、成年後見、保佐、補助の手続の申立てをして法的に保護を図るということもできます。したがって、被害にあってしまった後でも、必要な介入をすることでそれ以上の被害の拡大を食い止めるということもあります。しかし、できるだけ被害を未然に防ぐ、また被害を小さく押さえることが大事ですね。したがって、司法ソーシャルワークの理想的な活動としては、弁護士が福祉関係の方々と問題が起きていなくても日頃から連携すること、また福祉関係者が問題の兆候をつかんだときにすぐに弁護士に相談することのできる体制を作ることです。佐渡の法テラスで活動されていた方から伺ったことですが、そこでは、市役所の建物の中に、社会福祉協議会や法テラスが入っているのです。またこれらの団体は、日頃からいろいろな会議を一

緒に開くようにしている。お互いに職場の同僚のように思ってもらうことを大切にしているというのです。こういう仕組みを作って行くことは大事であると思います。

○ 震災の被害者が倒壊した家屋のローンの支払いに苦しんでいる、そこにボランティアの弁護士がとりあえずローンの支払いを止めるためのいろいろなアドバイスをする場面について、授業の中でビデオを見る機会がありました。こういう場面での弁護士のボランティア活動と佐々木先生がお話された法テラスによる支援活動とはどのような関係にあるべきなのでしょう。

佐々木 いい質問です。国が漏れなく支援事業を行うことは無理なことです。予算の問題もありますし、国民のみなさんの税金をどこにどのように配分するかという困難な問題がありますから、法テラスですべてを行うことはできないでしょう。また法テラス、すなわち、国だけでそういう事業を行うことがよいのかといえば必ずしもそうではありません。地域でいろいろな活動をしておられる方々やネットワークの力やノウハウを生かしていただいてその地域をよくして行くというのが理想的であると思います。国の方から「これをやってください」というようにするのはではなく、地域の活動がより発展して行くようにサポートする方がよいと思います。しかし、どちらも大事ですね。

司会 私が佐々木先生に今回の講演をお願いしたのは、佐々木先生が弁護士として活躍され



ているうえにさらに国会議員として活躍されているので、その二つの立場の関係や活力の源を知りたいと思ったからです。今日のお話によって、私自身は弁護士の仕事に慣れてしまっていて、「弁護士はこの範囲で仕事をすればよいのだ」と、いつの間にか思ってしまうことに気づきました。今日のお話で、さらにその先に、弁護士としてやるべきことがある、活動領域があるということを改めて認識しました。またそういうことに気づくことができるというのが、弁護士でいらっしゃる佐々木先生が国会で活動されることの意味なのだろうと思いました。佐々木先生、本日はご多忙の中、ありがとうございました。